

青森県報

第三千二百八十九号

平成二十二年

九月十五日
(水曜日)

目次

県有財産の売却に係る一般競争入札	………	(財産管理課)	一
可搬型ゲルマニウム半導体検出装置の購入に係る一般競争入札	………	(原子力 安全対策課)	二
大規模小売店舗の変更の届出	………	(経営支援課)	三
大規模小売店舗の廃止の届出	………	(同)	五
監査委員	………		
監査結果に対する措置の公表	………	(事務局)	五

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地(建物、工作物等を含む。)の売却

所在地	地目	地積(平方メートル)
青森市大字浅虫字山下三三の一	宅地	二六三・五四
青森市大字浅虫字山下四四の一	宅地	五〇五・五五
青森市大字三内字沢部四二六の一五	宅地	三五五・八〇
青森市松森二丁目八六の一、八六の四	宅地	一八二・六〇
青森市桜川二丁目四七二の七	宅地	一、三七九・九三
弘前市大字中野四丁目八の一	宅地	三一八・〇二
弘前市大字石川字中川原三二の一	宅地	二、六一七・五五
黒石市柵ノ木二丁目五六、五七	宅地	一、六七九・九八
五所川原市若葉一丁目三四の七	宅地	六三八・八六
五所川原市大字金山字梅ヶ枝九六の一	宅地	九九三・二四
五所川原市大字飯詰字福泉一六〇の二	宅地	二〇九・〇三
五所川原市金木町芦野八四の九一、八四の一一六四	宅地	三、〇三一・二四
五所川原市金木町芦野二〇〇の二二七五	宅地	三五九・九九

二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第
二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者で
あること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地
 四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目一の一 青森県総務部財産管理課
 青森市中央一丁目一の二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目一の一

青森県総務部財産管理課

2 入札日時

平成二十二年十月十二日 午前九時から

平成二十二年十月十九日 午後五時(必着)まで

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎東棟一階入札室

4 開札日時

平成二十二年十月二十七日 午前十時から

開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

可搬型ゲルマニウム半導体検出装置の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。
 可搬型ゲルマニウム半導体検出装置 一式

二 履行期限

平成二十三年三月十八日

三 納入場所

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一
 青森県原子力センター

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号(物品等の競争入札参加資格)、平成二十一年三月二十七日青森県告示第百九十九号(物品等の競争入札参加資格)又は平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により理化学・計測機器の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一
 青森県原子力センター

電話 〇一七五 七四 二二五二

2 入札書の提出方法

1に掲げる提出場所に持参すること。

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

青森県原子力センター 二階会議室

2 日時 平成二十二年十月四日 午前十一時

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十三條及び第百五十九條の規定による。

八 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 入札条件

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十一 その他

1 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の製作仕様書等を作成し、これを入札日の日の七日前までに青森県原子力センター所長に提出しなければならず、また、入札日の前日までに当該製作仕様書等の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該製作仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の

百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール下田

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下田タウン株式会社

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

代表取締役 敷中博

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社エクセルワールド 十和田市大字相坂字小林一三〇の五 代表取締役 小山田惇	株式会社エクセルワールド 十和田市大字相坂字小林一三〇の五 代表取締役 小山田敬	平成 三・五・一八
株式会社ジーフット 愛知県名古屋市中種区今池三丁目四の一〇 代表取締役 服部博幸	株式会社ジーフット 愛知県名古屋市中種区今池三丁目四の一〇 代表取締役 岩田愛一郎	三・一・二七
エステール株式会社 東京都新宿区住吉町八の二一 代表取締役 丸山朝	As me エステール株式会社 東京都新宿区住吉町八の二一 代表取締役 丸山雅史	三・四・二〇
株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市太白区郡山字籠ノ瀬一〇の一 代表取締役 齋藤正次郎	株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市太白区郡山字籠ノ瀬一〇の一 代表取締役 齋藤憲正	〃

株式会社夢や 香川県高松市朝日新町一七の二〇 代表取締役 安東恵美子	株式会社夢や 香川県高松市松縄町一〇〇四の 代表取締役 安東恵美子	〃
株式会社鈴丹 愛知県名古屋市中昭和区広路通二丁目五 代表取締役 小林史生	株式会社鈴丹 愛知県名古屋市中昭和区広路通二丁目五 代表取締役 吉田馨	〃
株式会社パレモ 愛知県稲沢市天池五反田町一 代表取締役 中本敏幸	株式会社パレモ 愛知県稲沢市天池五反田町一 代表取締役 小田保則	〃
株式会社ポイント 茨城県水戸市泉町三丁目一の二七 代表取締役 石井稔晃	株式会社ポイント 茨城県水戸市泉町三丁目一の二七 代表取締役 遠藤洋一	〃
有限会社スズヤ 三沢市中央町二丁目四の三八 代表取締役 山本耕一	〃	〃
株式会社ヤマノホールディングス 東京都渋谷区代々木二丁目三〇の七 代表取締役 太田功	〃	〃
株式会社ハニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二七の一 代表取締役 江尻義久	〃	三・六三
株式会社丸啓金正堂 青森市安方二丁目一〇の一 代表取締役 三上修一	〃	三・四二〇
株式会社麦の穂 大阪府大阪市北区西天満三丁目一三の二〇 ASビル2階 代表取締役 田中慎一	〃	〃
タビオ株式会社 大阪府大阪市平野区長吉長原西一丁目三の八 代表取締役 越智勝寛	〃	三・六七
株式会社N・S・マネージメント 弘前市大字城東中央四丁目一	〃	三・三〇

の三二 代表取締役 瀬田石昇	株式会社新生商事 八戸市下長二丁目一七の一九 代表取締役 佐々木博一	三・四二〇
〃	有限会社青木商店 福島県郡山市駅前二丁目七の一 代表取締役 青木三郎	三・四一五
〃	株式会社三城 東京都中央区銀座一丁目七の七 代表取締役 中尾文彦	三・四三〇
〃	株式会社JOD 岩手県盛岡市中央通三丁目八の一八一〇一号 代表取締役 千田千里	三・五一四
〃	足立編織株式会社 弘前市大字城東中央三丁目七の七 代表取締役 足立良資	三・七二〇
〃	有限会社ツッキーフードサービ ス 八戸市大字港町字本町四二 代表取締役 月館雄司	三・四二〇
〃	株式会社八戸墓苑 八戸市下長二丁目一七の一九 代表取締役 佐々木博一	〃

四 届出年月日
平成二十二年八月三十一日

五 届出書の縦覧
場 所
青森県商工労働部経営支援課及びおいらせ町役場

2 期 間
平成二十二年九月十五日から平成二十三年一月十五日まで

3 時 間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出
ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年一月十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載するもの。

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があつたので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ八戸本店
八戸市石堂二丁目一〇の八
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社紺屋
八戸市石堂二丁目二の二五
代表取締役 田名部紀子
- 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前	廃止後
四〇九四平方メートル	〇五平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成二十二年八月十日

五 届出年月日

平成二十二年八月三十一日

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成22年 3月29日付け青監査第108号で報告した特定行政監査の結果（監査対象事務：税外未収金に係る債権管理について）に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、青森県知事及び青森県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成22年 9月15日

青森県監査委員	泉 山 哲 草
同	元 木 篤 子
同	相 川 正 光
同	三 橋 一 三

監査結果 1

私債権で消滅時効期間が経過しているものの取扱いについて（検討事項）

私債権で消滅時効期間が経過しているものが、245人、4,089件、189,311千円あつた。私債権で、債務者の時効の援用がないため時効は成立していないものの、消滅時効期間が経過しているものがみられたので、その経緯及び要因を検証し、今後の適切な取扱いを検討する必要がある。

監査結果 1 に対する措置		
対応した機関名	債権名	措置内容
障害福祉課	心身障害者扶養共済掛金	制度に加入し続けている未納者に対しては、文書や訪問等による状況調査を行い、制度を脱退した債務者に対しては、年1回

上北地域県民局 地域健康福祉部	母子福祉資金・ 寡婦福祉資金	消滅時効期間が経過しても時効の援用がない場合には、電話、訪問、催告書の発行等の際に、電話、訪問、催告書の発行に努めるとともに、時効によって債権が消滅するおそれがあるときは、償還計画書及び債務承認書の徴取により時効中断措置を適切に講ずることとした。また、消滅時効期間が経過しかつ時効の援用があった債権については不納欠損処分を行うこととした。
商工政策課	中小企業設備近代化資金貸付金 中小企業高度化資金貸付金	消滅時効期間が経過し、債務者等の時効の援用があった未収債権について、平成21年度中に不納欠損処分を行った。
団体経営改善課	林業・木材産業改善資金貸付金 農業改良資金貸付金	債務者との面談を実施し、債務承認を得られるよう努める。
東青地域県民局 地域農林水産部	工事前払金返還利息	平成21年10月20日に債務者宅を訪問し、代表取締役と面談の上、債権の一部を回収している。このため、現在は新たな時効期間が開始している。
港湾空港課	普通財産貸付料	平成22年度当初、相続人全員から消滅時効援用の申出があったため、現在、不納欠損処分の処理を進めている。
東青地域県民局 地域整備部	県営住宅使用料	消滅時効期間を経過した債権も援用がなない限り通常の債権と同じであることから、誓約書の徴収を強化するとともに、納付指導の際に一部弁済を指導することにより、引き続き時効中断措置を講ずることとした。
中南地域県民局 地域整備部	県営住宅使用料	今後、以下のとおり時効中断措置を適切に講ずることとした。 <ul style="list-style-type: none"> 和解の締結、誓約書の徴収を強化する。 定期的に全債権について債務承認させる。(全債権を一覧にまとめた書類に記載名押印させる。) 納付指導の際に債務の一部弁済も指導する。 消滅時効期間を過ぎた債権も援用がなない限りは通常の債権と同じであることか

三八地域県民局 地域整備部	県営住宅使用料	ら引き続き時効中断措置を講じる。 時効中断となる事由を踏まえ、今後以下のとおり時効中断措置を適切に講ずることとなった。 和解の締結、誓約書の徴収を強化する。定期的に全債権について債務承認させる。(全債権を一覧にまとめた書類に記載名押印させる。)
西北地域県民局 地域整備部	県営住宅使用料	催告等で時効の中断が発生するという誤った認識であったが、現在は、時効の中断事由を踏まえ、次のような時効中断措置を適切に講じています。 和解の締結 定期的に全債権について債務承認させる。(全債権を一覧にまとめた書類に記載名押印させる。)
		納付指導の際に債務の一部弁済も指導する。 消滅時効期間を過ぎた債権も援用がなない限りは通常の債権と同じであることから引き続き時効中断措置を講ずることとした。

監査結果 2

督促状の発出について (検討事項)

公債権に分類された57件のうち督促状をすべて発しているものは7件(12.3%)、一部についてのみ発しているものは1件(1.8%)、全く発していないものは49件(86.0%)、私債権に分類された46件のうち督促状をすべて発しているものは6件(13.0%)、一部についてのみ発しているものは5件(10.9%)、全く発していないものは35件(76.1%)となっていた。

督促状を発していない理由は、「債務者が低所得者又は生活困窮者であるため」が最も多く、その他少数ではあるが「金額が少ないから」、「年に1度催告状を发出しているため」及び「電話・訪問等により催促しているため」等がみられた。

督促については、地方自治法(以下「自治法」という。)第231条の3第1項の歳入に係る債権は青森県財務規則(以下「財務規則」という。)第73条により、地方自

治法施行令第171条に係る債権は財務規則第308条に基づいて督促状を発することとされていることから、督促状を発していない債権についてはその是非を検討し、必要に応じて適切に対応する必要がある。

監査結果 2 に対する措置		措置内容
対応した機関名	債権名	
財産管理課	普通財産貸付料	債務者と面談し、返済計画等について協議するほか、督促状を発出することとした。
東青地域県民局 地域連携部	前払金履行未済 分遅延損害金	H20.7.1 破産手続きの開始の官報登載を確認後、返還金に係る返納通知書(7,000円)及び遅延損害金に係る納入通知書(57円)を発行し、H20.11.10青森地方裁判所へ破産債権届出書を提出する。 H20.12.16から5回にわたる債権者会議に参加し、H21.12.28破産管財人より簡易配当の通知を受け、H22.1.14簡易配当の受入れを決め、破産管財人宛て振込依頼書を送付する。 H22.1.20配当金(1,004円)が納入されるが、前払金返還額5,996円、遅延損害金57円の債権が残るも破産手続きが確定したことから、不納欠損処分手続きにより、H22.3.25抵外諸収入金の債権に係る不納欠損処分の承認を得た。
医療業務課	看護師等修学資金返還金	今後、督促状を発出することとする。返還の対象となるのは県の定める特定施設以外に就労するなど返還免除要件を満たさなかった者であり、生活困窮者ではなく、一定の資力を有している者が多いことから、納入期限から一定期間経過した場合には、納入を促すため督促状を送付する。
障害福祉課	障害児施設給付 費収入 診療収入	本年10月以降、督促状を発出することとする。 ただし、未納者のほとんどが生活困窮者で、納入の遅れに相応の合理性があるため、「過去の決算時において未納がなく、現在も定期的に入金している」と認められる者。』には発出ししない等の対応も検討する。
青森県立あすなろ医療療育センター	診療収入 障害児施設給付 費収入	本年10月以降、督促状を発出することとする。 ただし、未納者のうち生活困窮により滞納が生じている者は納入の遅れに相応の

青森県立さわらひ医療療育センター	診療収入 障害児施設給付 費収入	本年10月以降、督促状を発出することとする。 ただし、未納者は、定期的(1か月~2か月に1回)に入金し、それまでの債務を解消している状況から、「定期的に入金し、債務を解消している」と認められる者。』には発出ししない等の対応も検討する。
商工政策課	中小企業設備近代化資金貸付金 中小企業高度化 資金貸付金	法的手続きに基づき、債権届出を行った。
新産業創造課	特許実施料収入	債務者が民事再生手続きを進めたことにより、当該再生計画に基づき、債権の97.5%を放棄することとし、残り2.5%分については当該計画に基づき処理されるため、督促状は発出しないこととした。 H21.11.24：権利放棄についての会議議決。 H22.4.30：残る2.5%全額納入。
団体経営改善課	農業改良資金貸付金	債務者毎に是非を検討の上財務規則第308条に基づき督促状を発出することとした。
林政課	損害賠償金	これまで電話・訪問による催促を行ってきたところであり、現在、督促状の発布及び発布後の未払い時における簡易裁判所への支払督促申立などを年度内に行うよう準備している。
農村整備課	損害賠償金	当該債権については、債務者と長期間にわたり定期的に面談を行い催促しているところであり、現在の債権管理方法を継続するものとし、状況の変化が生じた場合は、所定の手続きを進めるものとする。
中南地域県民局 地域農林水産部	工事前払金返還 利息	本債権は、倒産したA社の債務不履行により工事前払金の余剰金の返還について利息が生じたものであるが、平成21年6月5日付けで青森地裁からA社の破産手続き開始通知があったため、当局では6月15日付けで上記の未納利息について破産債権届出書を提出し、一般債権として認められている。

西北地域県民局 地域農林水産部	工事前払金返還 利息	任意の様式による督促文書の発送、債務者所在地（会社）の現地調査の実施、債務者の法人登記事項証明書により、法人の清算手続き等の動きがないかの確認。以上により対応してきたが、会社としての営業実態はなく、法人の清算手続き等の動きもない状況であり、現状で督促状の発出を実施しても納入は見込まれないため、会社の営業再開、清算手続きの着手等細入が見込まれる状況時に督促状の発出をすることとする。当面は により対応することとする。
東青地域県民局 地域整備部	工事前払金返還 利息	B社の債務不履行により、前払金に対する延滞利息が発生したものであるが、平成21年10月14日に第4回の債権者集会が行われ、破産管財人による破産手続廃止決定がされたため、財務規則第78条第1項第5号により不納欠損処分とした。
東青地域県民局 地域整備部	港湾施設使用料	平成22年2月25日に債務者に対し、配達証明付内容証明により督促状を郵送した。
東青地域県民局 地域整備部	県営住宅明渡請求後の使用損害金	今後、地方自治法施行令第171条の規定に基づき督促を行う。
東青地域県民局 地域整備部	工事前払金返還 利息	債務者が破産手続開始の決定を受けたことから地方自治法施行令第171条の4第1項の規定により、青森地方裁判所に破産債権届出書を提出し、債権者集会に出席することにより、債権回収に努めている。
東青地域県民局 地域整備部	県営住宅明渡請求後の使用損害金	今後、地方自治法施行令第171条の規定に基づき督促を行う。
三八地域県民局 地域整備部	県営住宅明渡請求後の使用損害金	今後、地方自治法施行令第171条の規定に基づき督促を行う。
会計課	交通事故示談金	地方自治法施行令第171条に基づき督促を行う。

監査結果 3

債権管理員の引継ぎについて（改善事項）

債権管理員の異動による引継書の様式（青森県財務規則の運用（以下「財務規則の運用」という。）第305条関係）によらずに事務引継書の様式（青森県職員服務規程第15号様式）を使用しているものが16機関、38件（88.4%）あった。
債権管理員の異動による引継書の様式（財務規則の運用第305条関係）を使用していない機関にあっては、財務規則に従った取扱いを徹底する必要がある。

監査結果 3 に対する措置	措置内容
医療業務課	債権管理員の異動の際には、財務規則の運用第305条関係で定める引継書及び債権管理現計書等を整備し、引継ぎを行うこととした。
東青地域県民局 地域健康福祉部	平成22年度定例人事異動に伴う債権管理員の引継ぎから、債権管理員の異動による引継書の様式により引継ぎを行った。
東青地域県民局 地域健康福祉部	今後、財務規則第305条に規定している債権管理員である部長に異動があった場合、県健康福祉政策課において同運用第305条関係に基づき、同規則第2号様式を準用し事務の参考として作成した債権管理員引継書様式を用いることとした。
三八地域県民局 地域健康福祉部	人事異動による債権管理員の引継ぎには、債権管理員の異動による引継書の様式により引継ぎを行うこととした。（平成22年度は異動なし）
北地域県民局 地域健康福祉部	平成22年度定例人事異動に伴う債権管理員の引継ぎから、債権管理員の異動による引継書の様式により引継ぎを行った。
北地域県民局 地域健康福祉部	今後は、債権管理員の異動による引継書の様式によって引継書を作成し引き渡すこととします。
団体経営改善課	財務規則の運用第305条関係に従った引継書を作成した。
東青地域県民局 地域整備部	平成22年3月31日に、財務規則の運用第305条関係の様式にて、債権管理員の異動による事務引継ぎを行った。
東青地域県民局 地域整備部	財務規則の運用に定められた引継書の様式を使用し、債権管理員の引継ぎを行った。また、引継書には債権管理現計書添付。
三八地域県民局 地域整備部	債権管理員の異動による引継書を、財務規則の運用第305条関係に規定する様式により作成した。
西北地域県民局 地域整備部	21年度から22年度への引継ぎは適正に行なった。
北地域県民局 地域整備部	昨年度末の債権管理員の引継ぎ時には、財務規則等に規定されている引継書様式を使用した。

下北地域県民局 地域整備部	債権管理員引継書を財務規則の様式により作成した。
青森県立中央病 院	債権管理員に異動があった場合、所定の様式により引継書を作成することとする。
青森県立つくし が丘病院	債権管理員に異動があった場合、所定の様式により引継書を作成することとする。
交通指導課	財務規則の運用第305条関係の債権管理員の引継書及び引継書添付書類の作成を実施した。

監査結果 4

債権管理員の引継ぎについて（改善事項）

引継書には、債権管理現計書及び担保等に関する調書を引継書に添付することとなっている（財務規則の運用第305条関係）が、実地監査をした18機関すべてにおいて添付していなかった。

債権管理員の引継書に、債権管理現計書及び担保等に関する調書を添付していない機関にあっては、財務規則に従った取扱いを徹底する必要がある。

監査結果 4 に対する措置	措置内容
障害福祉課	平成22年度の引継から、財務規則の運用に従い、債権管理現計書等を添付している。
医療業務課	債権管理員の異動の際には、財務規則の運用第305条関係で定める引継書及び債権管理現計書等を整備し、引継ぎを行うこととした。
東青地域県民局 地域健康福祉部	平成22年度定例人事異動に伴う債権管理員の引継ぎから、引継書に債権管理現計書を添付した。
中南北地域県民局 地域健康福祉部	財務規則第307条に規定する債権管理表及び同運用第305条関係に基づく債権管理現計書等を添付することとした。
三八地域県民局 地域健康福祉部	人事異動による債権管理員の引継ぎには、引継書に債権管理現計書を添付することとした。（平成22年度は異動なし）
西北地域県民局 地域健康福祉部	今後、財務規則に定める債権管理現計書を添付することとしたい。
上北地域県民局 地域健康福祉部	平成22年度定例人事異動に伴う債権管理員の引継ぎから、引継書に債権管理現計書を添付した。

下北地域県民局 地域健康福祉部	今後は、引継書に債権管理現計書及び担保等に関する調書を添付することとします。
団体経営改善課	財務規則の運用第305条関係に従った引継書添付書類を作成した。
東青地域県民局 地域整備部	平成22年3月31日に、財務規則の運用第305条関係の様式にて、債権管理員の異動による事務引継ぎを行った。
中南北地域県民局 地域整備部	財務規則の運用に定められた引継書の様式を使用し、債権管理員の引継を行った。また、引継書には債権管理現計書添付。
三八地域県民局 地域整備部	債権管理員の引継書に、債権管理現計書を添付した。
西北地域県民局 地域整備部	21年度から22年度への引継ぎは適正に行った。
上北地域県民局 地域整備部	昨年度末の債権管理員の引継ぎ時に、財務規則等に規定されている債権管理現計書を引継書に添付した。
下北地域県民局 地域整備部	債権管理員引継書に債権管理現計書を添付した。（担保等に関する調書は該当案件無し）
青森県立中央病 院	引継書には、債権管理現計書を添付することとする。
青森県立つくし が丘病院	引継書には、債権管理現計書を添付することとする。
交通指導課	財務規則の運用第305条関係の債権管理員の引継書及び引継書添付書類の作成を実施した。

監査結果 5

一部弁済時の時効中断措置について（改善事項）

実地監査をした18機関（43債権）のうち、1人の滞納者が発生時期の異なる複数の債務を有しているものがある16機関（30債権）において、一部についての徴収が全債務についての時効中断事由となるよう考慮がはらわれているものはみられなかった。

該当する機関にあっては、財務規則の運用第313条関係を参考に、一部弁済の場合にもそれが全債権の一部弁済であると認められるときは、債務承認として時効中断の事由となるので、一部弁済に係る時効中断の措置を適切に講じるよう努める必要がある。

監査結果 5 に対する措置	措置内容
障害福祉課 債権名 心身障害者扶養 共済掛金	滞納者に対し、債権の全体額及び内訳と一緒に納入計画の提出を求めているが、これだけだと債務者が債権全体の一部の返済であることを承知している上での返還であると認識しているとはいえないため、確実な承認を得るために、債務承認書の様式を定め、該当者に提出を求めるとした。
三八地域県民局 地域健康福祉部 母子福祉資金・ 寡婦福祉資金	一部返済が全債権の一部返済であるときは、債務承認として、時効中断の措置を適切に講じたい。
団体経営改善課 林業・木材産業 改善資金貸付金 農業改良資金貸 付金	一部返済の場合にも全債務について時効中断となるよう、違約金を含む全債務を明記した書面で債務承認を得るよう努める。
東青地域県民局 地域整備部 県営住宅使用料 県営住宅駐車場 使用料	具体的な対応方法については、返済があった都度「この入金は、全債務（円）のうちの一部分である」という書面を債権者に提出させることとなるが、このように対応を行うことは事務的負担が大きいことから、定期的に全債務の承認を得る等の時効中断措置により対応することとした。
中南地域県民局 地域整備部 県営住宅使用料 県営住宅駐車場 使用料	出納局財務指導課より、一部返済である旨を記載した書面を債務者に提出させるという方法が示されたが、一部分済の度にこのような処理を行うことは事務的負担が大きい。そのため、誓約書徴収の強化及び定期的に全債務の承認を得る（全債権を一覧にまとめた書類に記名押印させる）ことにより時効中断を図ることとした。
三八地域県民局 地域整備部 県営住宅使用料 県営住宅駐車場 使用料	具体的な対応方法について、出納局財務指導課から、返済があった都度「この入金は、全債務～円のうちの一部分である」という書面を債務者に提出させる、という方法が示された。 しかし、一部分済の都度、このようないくつかの定期的な全債務の承認を得る（全債権を一覧にまとめた書類に記名押印させる）等の時効中断措置により対応することとした。

西北地域県民局 地域整備部 県営住宅使用料 ・特定公共賃貸 住宅使用料	具体的な対応方法については、出納局財務指導課から、返済があった都度「この入金」は、全債務～円のうちの一部分である」という方法が示されたところであるが、一部分済の都度、このようないくつかの定期的な全債務の承認を得る（全債権を一覧にまとめた書類に記名押印させる）等の時効中断措置により対応することとした。
県営住宅使用料 県営住宅駐車場 使用料 共済掛金 県営住宅駐車場 使用料	具体的な対応方法について、出納局財務指導課から、返済があった都度「この入金」は、全債務～円のうちの一部分である」という方法が示された。しかし、一部分済の都度、このようないくつかの定期的な全債務の承認を得る（全債権を一覧にまとめた書類に記名押印させる）等の時効中断措置により対応することとした。
十和田湖特定環 境保全公共下水 道使用料	未納者を定期的に訪問し、現金により一部領収が発生しているが、領収書には、領収金の記載をしてきたところであるが、今後の領収後の全体の未納額を領収書に記載することにより、返済が全債務の一部の返済であることと認められるよう領収書記載を改善する。従来と同様、年に1回全体の未納額について承認書を徴することとする。

(発行所・発行人) 青森市長豊二丁目一 番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目 番七十七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五田一銭